



平成 22 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 鮎川 純太
コ ー ド 番 号 4352 札幌証券取引所
問 合 せ 先 経営管理本部長 近藤 茂
(TEL 03-6440-9930)

会社法に基づく監査報告書受領に関するお知らせ

当社は平成 22 年 10 月 12 日付にて、一時会計監査人であるビーエー東京監査法人より、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づく平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの当社連結会計年度の連結計算書類、並びに会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日まで当社第 19 期事業年度の計算書類及びその附属明細書に対する適正意見を受領いたしましたので、別紙のとおりご報告いたします。

また、監査報告書（金融商品取引法）につきましては、現在監査中であり、受領次第、速やかに開示いたしますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主及び投資家の皆様に対し、多大なるご心配ご迷惑をおかけすることとなりましたことを心よりお詫び申し上げます。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 10 月 12 日

日本産業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

ビーエー東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若槻 明 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 車田 英樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、日本産業ホールディングス株式会社の平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試験を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本産業ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 繼続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は 4 期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成 22 年 10 月 12 日開催の取締役会において、会社が保有する連結子会社である株式会社アルファ・テクノロジーの株式の全てを売却することを決議し、同日付で株式譲渡を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 10 月 12 日

日本産業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指 定 社 員	公認会計士	若槻 明	印
業務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	車田 英樹	印
業務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、日本産業ホールディングス株式会社の平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの第 19 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は 3 期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成 22 年 10 月 12 日開催の取締役会において、会社が保有する連結子会社である株式会社アルファ・テクノロジーの株式の全てを売却することを決議し、同日付で株式譲渡を実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上